

平成27年度税制改正大綱の概要

税理士法人トーマツ 公認会計士・税理士 おの ひさこ 大野 久子

平成26年12月30日に平成27年度与党税制改正大綱が公表された。

昨年11月21日に衆議院が解散し、12月14日に衆議院総選挙が実施されたことから、例年よりも遅い時期の与党税制改正大綱の公表となった。

今般の法人税改革は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えるものとされている。

法人実効税率の引下げに関しては、平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指すこととされている。

法人課税において重要度が高いと思われる項目は次のとおりである。

なお、今号では主な項目を紹介し、次号にて解説を加えることとする。

■法人税率の引下げと課税ベースの拡大

●法人税率の引下げ

- ▶ 法人税率を（現行25.5%→）23.9%に引き下げる（平成27年4月1日以後開始事業年度に適用）
- ▶ 中小法人の軽減税率の特例（年800万円以下19%→15%）の適用期限は2年延長
- ▶ 公益法人等の軽減税率の特例（年800万円以下19%→15%等）の適用期限は2年延長
- ▶ 協同組合等の軽減税率の特例（年800万円以下19%→15%等）の適用期限は2年延長

●受取配当等の益金不算入制度の見直し

- ▶ 益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。

現行		改正案	
区分	不算入割合	区分	不算入割合
100%	完全子法人株式等(100%)	100%	完全子法人株式等(100%)
	100%(負債利子控除無)		100%(負債利子控除無)
33.3%(1/3)	関係法人株式等(25%以上)	33.3%(1/3)	関連法人株式等(1/3超)
	負債利子控除後100%		負債利子控除後100%
25%	その他株式等	25%	その他株式等
	負債利子控除後50%		50%(負債利子控除無)
5%		5%	非支配目的株式等(5%以下)
			20%(負債利子控除無)

●欠損金の繰越控除制度等の見直し

- ▶ 欠損金の控除限度額を段階的に引き下げる。
 - ◇平成27年4月1日～平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
 - ：繰越控除前の所得の金額の65%相当額（現行80%相当額）
 - ◇平成29年4月1日以後に開始する事業年度
 - ：繰越控除前の所得の金額の50%相当額
 - ◇中小法人等については、現行の控除限度額を存置する（繰越控除前の所得の金額の100%相当額）
 - ◇更生計画認可決定・再生計画認可決定・法人の設立等から7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度
 - ：控除限度額を所得の金額の100%相当額とする等の措置を講ずる。
 - ◇これらの改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。
- ▶ 欠損金の繰越期間を10年（現行9年）に延長する。
 - ◇これに伴い、帳簿書類の保存期間、法人税の欠損金額に係る更正の期間制限、及び法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年（現行9年）に延長する。
 - ◇これらの改正は平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用する。

▶ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額

◇ その全額を益金算入（現行収益の分配の額の1/2（1/4）の金額の50%相当額を益金不算入）とする。

◇ ただし、特定株式投資信託の収益の分配の額については、その受益権を株式等と同様に扱い、上記の非支配目的株式等として、その収益の分配の額の20%相当額を益金不算入とする。

▶ 上記のその他の株式等及び非支配目的株式等について、負債利子控除の対象から除外する。

▶ 関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度とする。

● 試験研究費の税額控除制度の見直し

▶ 控除税額の上限を当期の法人税額の30%（原則20%）に引き上げる措置を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たに以下の措置により控除税額の上限の総枠を当期の法人税額の30%とする。

▶ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率を12%→20%又は30%に引き上げ、控除税額の上限を一般試験研究費とは別枠で当期の法人税額の5%とする等の拡充を行い、また範囲の見直しを行う。

▶ 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限を当期の法人税額の25%とする。

▶ 繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。

● 所得拡大促進税制の雇用者給与等支給増加割合要件の緩和

▶ 中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人：平成28年4月1日以後に開始する適用年度について、3%以上（現行5%以上）とする。

▶ 上記以外の法人：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度について、4%以上（現行5%以上）とする。

● 各種租税特別措置の廃止・縮減

▶ 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は税額控除制度は適用期限の到来をもって廃止する等

■ 地方税

● 外形標準課税の拡大

▶ 法人事業税の税率の改正

◇ 資本金1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）の法人事業税の標準税率を改正する。

・ 所得割を平成27年度・平成28年度以降と段階的に引下げ

・ 付加価値割・資本割を平成27年度・平成28年度以降と段階的に引上げ

◇ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

▶ 資本割の課税標準の見直し等

◇ 資本金等の額<資本金+資本準備金の場合、当該資本金+資本準備金を資本割の課税標準とする。

▶ 法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずると共に、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該資本金+資本準備金を均等割の税率区分の基準とする。

▶ その他、付加価値割における所得拡大促進税制の導入・法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置等を講ずる。

■ 消費税

● 消費税率の10%への引上げ時期の変更等

▶ 消費税率10%への引上げの施行日の変更
：平成27年10月1日→平成29年4月1日

▶ 景気判断条項の削除

▶ 消費税率10%への引上げに係る適用税率の経過措置
：請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする。

● 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

▶ 内外判定基準の見直し

◇ 「電気通信役務の提供」＝電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供

◇ 「電気通信役務の提供」についての内外判定基準

：役務の提供に係る事務所等の所在地→役務の提供を受ける者の住所地等に見直す。

◇ 平成27年10月1日以後に国内において事業者が行う取引について適用する。

▶ 課税方式の見直し（事業者向け電気通信役務の提供に対するリバースチャージ方式の導入）

◇ 「事業者向け電気通信役務の提供」＝国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、当該役務の性質又は当該役務の提供に係る契約条件等により、当該役務の提供を受ける者が事

- 業者であることが明らかなもの
- ◇「事業者向け電気通信役務の提供」に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する（リバースチャージ方式の導入）。
- ◇平成27年10月1日以後に国内において事業者が行う取引について適用する。
- ▶その他所要の措置を講ずる。

■国際課税

- 外国子会社配当益金不算入制度の見直し
 - ▶国際的二重非課税を防止するため、外国子会社において損金算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外する。
 - ▶上記に代えて、外国会社における配当の損金算入額を、益金不算入額から除外する金額とすることができる（別表添付要件等あり）。
 - ▶上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用する（平成28年4月1日～平成30年3月31日の間に開始する各事業年度については経過措置あり）。
- 外国子会社合算税制等の見直し
 - ▶特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を20%未満（現行20%以下）に変更する。特定外国子会社等の平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
 - ▶外国子会社合算税制の適用除外基準について、事業基準の判定要件等の見直しを行う。特定外国子会社等の平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
 - ▶そのほか、特定外国子会社等が持株割合25%以上等の要件を満たす子会社から受ける損金算入配当等の額は、当該特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除しないこととする等の措置を講ずる。

- 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備
- 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の創設
- 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施のための措置
- クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の特例の見直し
 - ▶合併等の組織再編成に係る適格性を判定するための特定軽課税外国法人の定義について見直しを行う。

■その他

- 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設
- 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 地方拠点強化税制の創設
 - ▶地域再生法の改正を前提に、地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設、雇用促進税制の拡充等の措置を行う。
- 調査手続の見直し
 - ▶再調査の前提となる前回調査の範囲を「実地の調査」に限ることとし、前回調査が「実地の調査以外の調査」である場合には、「新たに得られた情報」がない場合であっても再調査を行うことができることとする。

以上